

日本国憲法について

現在、小泉総理を本部長とする司法制度改革推進本部を中心として、我が国の21世紀の司法を支える司法制度改革が官・民・法曹界一体となって進められています。私は、宮崎県弁護士会の会長としてこの司法制度改革問題に取り組んできた自らの経験を踏まえ、我が国の憲法上、この司法制度改革がどのように位置付けられるべきかについての意見を述べさせて頂きたいと考えます。

憲法第32条は、全ての国民に「裁判を受ける権利」を認めています。しかし、民事裁判においても、多額の費用と長い時間がかかると言われ、特に経済的余裕のない市民は簡単には裁判に頼れない現実があり、このことは宮崎の地で裁判に関っている私たちも痛感しております。このような経済的に余裕のない国民でも安心して裁判を受けることができるようにするには、裁判費用を国が貸付もしくは援助する法律扶助制度の予算を欧米なみにする等制度の大幅な拡大充実が不可欠であると思われます。又、裁判の短期化も唱えられていますが、短期間で充実した内容の裁判を実現するには、弁護士的大幅増に止まらず、裁判官の大幅増員をはじめとする、裁判所体制の拡充が重要であろうと考えられます。

又、刑事事件においては、間違っても無実の人を有罪としてはならないし、被告人にとっても十分納得のいく裁判を受けられるようにすることが重要です。そのためにも、現在検討されている市民を裁判に加える裁判員制度は画期的なものです。裁かれる被告人本人はもちろん、国民にとっても納得のいく公正な裁判を実現するためには、矢口元最高裁長官も提言されているように、裁判官よりも裁判員の数的大幅に増やす制度にすることが適切と考えます。

以上のように、私は今日の司法改革において、憲法が保障する国民の裁判を受ける権利がより実のある内容となる司法制度が実現することを願うものです。